

造血細胞移植後（※）の定期予防接種再接種費用助成を受けられる方へ

※造血細胞移植後とは「骨髄移植」「末梢血幹細胞移植」

「さい帯血移植」のことをいいます

造血細胞移植等により、定期予防接種で受けたワクチンの予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する方に対して、経済的負担及び、感染症予防を目的として、再接種費用を助成いたします。

事前手続きが必要となりますので、こども家庭センター母子保健グループ（06-6904-6500）までご相談ください。

接種対象者

①から③のいずれにも該当する人

- ① 造血細胞移植により、接種済の定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている
- ② 予防接種の再接種日において、20歳未満の方で門真市に住民登録があること
- ③ 令和7年4月1日以降の再接種であること

助成対象となる予防接種の種類

①から④の要件をすべて備えること

- ① 接種する予防接種が、予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであること。
- ② 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。
- ③ 助成の対象となる予防接種は、過去に定期予防接種として接種済の予防接種の再接種であること。
- ④ 助成の対象となるのは被接種が20歳未満までの接種であること。ただし、次の予防接種には年齢制限があります。

【五種混合・四種混合】15歳未満

【BCG】4歳未満

【ヒブ】10歳未満

【小児肺炎球菌】6歳未満

助成金額

接種費用の全額または一部

申請手続き

①受付場所 こども家庭センター母子保健グループ窓口もしくは郵送
(門真市御堂町14番1号 06-6904-6500)

②手続きに必要なもの

- ・ 門真市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成対象認定申請書
(申請された内容についてお尋ねする場合がありますので、日中連絡のとれる連絡先の記載をお願いします)
- ・ 門真市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成の対象者認定に係る理由書(主治医に記載してもらってください。発行に費用が必要な場合は費用助成の対象外ですので、自己負担となります)
- ・ 予防接種の履歴が確認できるもの(母子健康手帳の予防接種箇所のコピー)

助成認定

助成認定の審査を行い、「門真市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成対象認定通知書」を発行し、送付します。お手元に届いてからの再接種を行ってください。

再接種

医療機関にて再接種してください。接種費用については、一旦全額自己負担となります。

※助成の申請時に領収書と接種内容を記載している母子健康手帳や再接種時に使用した予診票が必要となりますので、助成の申請時まで保管をお願いいたします。

接種費用の助成申請

※接種した年度の3月31日までに助成の申請を行ってください。

手続きに必要なもの

- ・ 「門真市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成申請書」
- ・ 予防接種医療機関の領収書(再接種したワクチン名、接種日、接種医療機関、接種費用が分かるもの)(コピー可)
- ・ 再接種内容が記載されている母子健康手帳や予診票等(コピー可)
- ・ 振込先金融機関通帳の写し(銀行名、支店、口座番号、口座名義人が分かる箇所をコピーしてください)
- ・ (申請者と振込先口座の名義人が異なる場合)委任状
例)申請者が母、振込先口座の名義人が父

助成金の交付

助成申請を受付後「門真市造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成決定通知書」を送付し、指定された口座に振り込みます（申請から振込まで2か月程度かかります）

再接種に係る予防接種の健康被害について

任意の予防接種になりますので、万一この予防接種にて健康被害が生じたときは「独立行政法人医薬品機器総合機構救済制度」の対象となります。

お問い合わせ先

〒571-0064

門真市御堂町14番1号 門真市保健福祉センター4階

門真市こども部こども家庭センター母子保健グループ

TEL 06-6904-6500